

評議員・理事・監事を選任するときの注意点

1 選任の手順（例） ☆は詳しい説明が後にあります


新任でも再任でも必要書類・各種手続きは同じです。

再任でも、選任に関する手続きや書類の省略はできません。

【評議員】

- ① 法人内部で候補者を検討する
- ☆② 候補者から就任関係書類（就任承諾書・履歴書・誓約書等）を入手する
- ③ 理事会を開催し、評議員選任候補者の推薦を決定する
- ④ 評議員選任・解任委員会を開催し、評議員選任候補者の推薦に基づき、新評議員を選任する

【理事】

- ① 法人内部で候補者を検討する
 - ☆② 候補者から就任関係書類（就任承諾書・履歴書・誓約書等）を入手する
 - ③ 理事会を開催し、理事選任案を決定する
 - ④ 評議員会を開催し、理事選任案に基づき、新理事を選任する
- 
- ⑤ 理事会を開催し、理事長（いる場合は、業務執行理事も）を選定する
 - ☆⑥ 理事長の変更について登記等を行う

※⑤・⑥は、理事長が任期満了・辞任等で退任した後の選任（再任を含む）時に必要

【監事】

- ① 法人内部で候補者を検討する
- ☆② 候補者から就任関係書類（就任承諾書・履歴書・誓約書等）を入手する
- ☆③ 理事会を開催し、監事選任案を決定し、在任監事の過半数の同意を得る
- ④ 評議員会を開催し、監事選任案に基づき、新監事を選任する

2 就任関係書類（評議員・理事・監事共通、手順の②）

(1)必要な書類の例と、確認したいポイント

書類	確認ポイント（全部必要）	備考
就任承諾書	就任を承諾する意思があること	日付は、選任日以前が良い
履歴書	資格要件（必要な識見を持っていること）	5 参考資料を参照
誓約書 ※	欠格条項に該当しないこと	社会福祉法第 40 条第 1 項
	各評議員又は役員と特殊の関係にないこと	特殊関係者がいる場合は詳細を記載させる
	暴力団等の反社会的勢力の者でないこと	

※他の書類に同様の内容を追加すれば、誓約書の作成は不要です。

追加する文言は、次の文例を参考にしてください。

（文例）就任に際し、私は以下の要件を満たしています。

- 1 社会福祉法第 40 条第 1 項各号の欠格条項に該当しないこと。
- 2 各評議員又は各役員（候補者含む）に関し、社会福祉法及び同施行規則等に定める親族等特殊関係者が含まれていない又は上限数を超過して含まれていないこと。
- 3 暴力団員等の反社会的勢力の者に該当しないこと。

また、就任承諾書と誓約書を合わせた様式例を末尾に添付してあります。

（様式例 1「就任承諾書（兼誓約書）[役員等共通版]」）

(2)必須ではない書類

「印鑑登録証明書」などの公的証明書は、就任に際して必要ではありません。

また、委嘱状を法人から役員へ交付する義務はありません。

3 監事の選任の前に必要なもの（監事の手順の③）

再任でも新任でも、次期監事の選任案には過半数の在任監事の同意が必要です。

（監事が 2 名の場合は、2 名両方の同意が必要）

評議員会での選任の前に、(1)(2)を準備してください。

(1)在任監事が署名（記名押印）した理事会議事録

監事選任案を決議した理事会の議事録に、在任監事が署名（記名押印）したもの。
過半数の監事が署名（記名押印）していれば、これが同意書面の代わりになります。
ただし、監事が理事会を欠席し、過半数に満たなかった場合は、(2)も必要になります。

(2)同意書

理事会への監事の欠席で(1)が得られなかった場合に、欠席した監事から徴取してください。
同意書の参考様式は末尾に添付してあります。（様式例2「監事選任案に関する同意書」）

4 理事長の登記等（理事の手順の⑥）

(1)再任（理事長が変わらない）の場合

選定から2週間以内に、法人の変更登記（理事長）が必要です。

(2)新任（理事長が交代する）の場合

選定から2週間以内に、法人の変更登記（理事長）が必要です。
加えて、登記の後、名古屋市への届出も行ってください。

(3)手続きについて

【変更登記申請】

登記申請に必要な書類等は、事前に所轄の法務局へ確認してください。
理事長が新任の場合は、実印署名のある理事会議事録と、印鑑登録証明書が原則として必要です。

【名古屋市への届出】

以下の書類を名古屋市の法人所管課へ提出してください。

- ・理事長交代届（市様式） ※末尾に様式あり
- ・選定に係る理事会議事録の写し（原本証明が必要です）
- ・変更後の登記事項証明書

5 参考資料

(1) 評議員・理事・監事の任期の終わりの計算方法

選任した年度 + 任期年数 = その年に開催する定時評議員会の終結時が任期満了

(例1：令和3年6月に、任期4年の評議員が就任した場合)

3 (就任した年度) + 4 (任期年数) = 令和7年を開く定時評議員会 (令和7年6月頃) まで
…「令和6年度決算に係る定時評議員会の終結の時まで」と同じ意味です。

(例2：令和4年3月に、任期2年の理事が就任した場合)

3 (就任した年度) + 2 (任期年数) = 令和5年を開く定時評議員会 (令和5年6月頃) まで
…「令和4年度決算に係る定時評議員会の終結の時まで」と同じ意味です。

(2) 任期の始まりは、どの日か

評議員・理事・監事の任期の開始日は、選任された日です。(評議員なら選任・解任委員会の日、理事・監事なら評議員会の日)。

本人が就任を承諾した日ではありません。

(3) ばらばらの任期を揃えたいとき

定数増員などで一部の人の任期がずれたとき、辞任により全員の任期を一律に揃えることができます。ただし、現任者の意に反して辞任を強制することはできません。実施は慎重に判断してください。

【事前に確認すること：定款】

定款で、評議員・理事・監事の任期について、補欠に関する部分の文末を確認してください。任期を揃えられない文末の定款であれば、任期揃えの前に定款の変更が必要です。

○任期を揃えられる例

『任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時まで**とすることができる。**』(=してもしなくても良い)

※定款に補欠の任期に関する規定がない場合も、任期揃えができます。

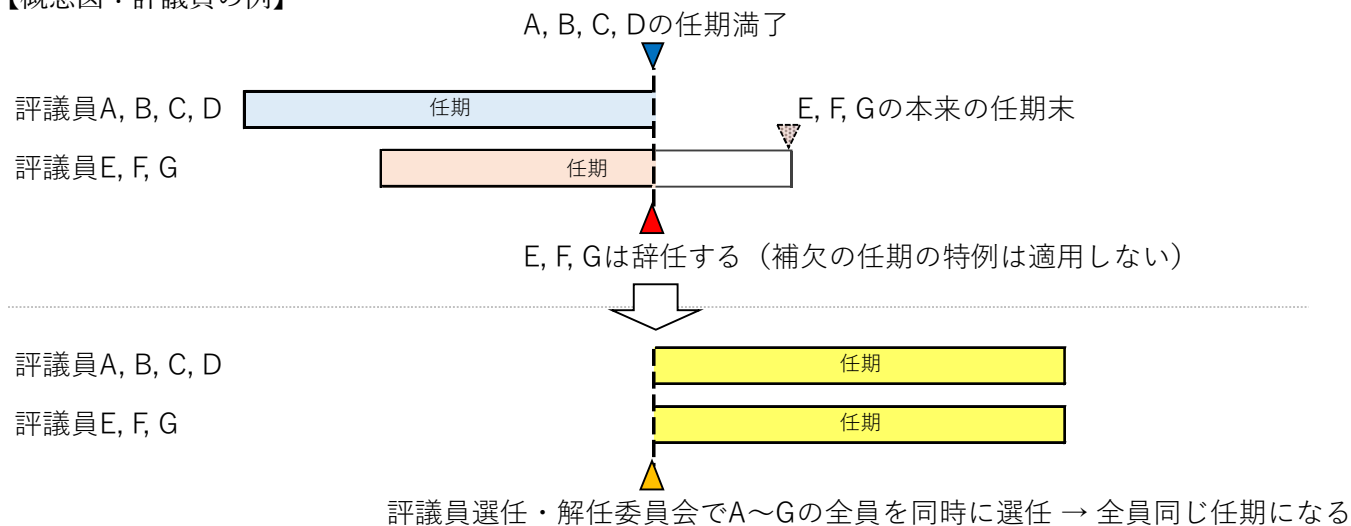
×任期を揃えられない例

『(略) …任期の満了する時まで**とする。**』(=しなくてはならない)

【手順の例】

- ①選任予定者全員から就任関係書類（就任承諾書・履歴書・誓約書等）を入手する
- ②まだ任期が満了しない人からは、辞任届を提出させる
辞任日は、選任の日（評議員なら選任・解任委員会の日、理事・監事なら評議員会の日）とする
- ③全員の選任の手続きを通常どおりに行う

【概念図：評議員の例】



(4)資格要件について

評議員等の選任時に、必要な要件に適合している者がそれぞれ含まれているか、確認をしてください。

区分	必要な資格要件	備考
評議員	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者	全員
理事	社会福祉事業の経営に関する識見を有する者 法人事業区域の福祉の実情に通じている者（地域関係者等） 当該法人施設の施設長（施設設置法人に限る）	法人で 各1名以上必要
監事	社会福祉事業について識見を有する者 財務管理について識見を有する者	法人で 各1名以上必要

※資格要件は法人で判断するものであり、所轄庁で適・不適の判断は原則しません（施設長要件は除く）。

(5)様式集

本市ウェブサイトには電子データ（Word ファイル）が掲載されています。必要に応じご利用ください。

- ・ 様式例1 「就任承諾書（兼誓約書）[役員等共通版]」
- ・ 様式例2 「監事選任案に関する同意書」
- ・ 理事長交代届（市様式）

【様式例1 「就任承諾書（兼誓約書） [役員等共通版]」】

【理事 監事 評議員】

就任承諾書（兼誓約書）

私は、社会福祉法人〇〇〇〇の（**理事／監事／評議員**）に就任することを承諾します。
併せて、就任に際し私は以下の要件を満たしていることを誓約します。なお、この記載事項について変更が生じた場合は遅滞なく報告します。

- 1 社会福祉法第40条第1項各号の欠格条項に該当しないこと。
- 2 各評議員又は各役員（候補者含む）に関し、社会福祉法及び同法施行規則等に定める親族等特殊関係者が含まれていない又は上限数を超過が含まれていないこと。（※）
- 3 暴力団員等の反社会的勢力の者に該当しないこと。

（※）親族等特殊関係のある者が法令等に定める上限数を超えない範囲で含まれる場合は、以下に氏名と関係を記載してください。（例：理事〇〇〇〇が配偶者）

--

[任期]

〇〇〇年〇月〇日（選任日）から、〇〇〇年度決算に係る定時評議員会終結時まで
（または〇〇〇年〇月〇日（選任日）から、〇〇〇年〇月の定時評議員会終結時まで）

社会福祉法人〇〇〇 理事長 殿

年 月 日

住 所

氏 名

【様式に関する補足】

- ※本様式を使用する場合は、実態に合わせて適宜様式を修正して使用してください。
- ※（要件1関係）理事・監事の欠格事由の規定は、正確には社会福祉法第44条第1項ですが、同法第40条を準用する規定であるため、便宜上、第40条第1項と表記しています。
- ※（要件2関係）理事・監事の親族等特殊関係者に関しては、法令等において直接、評議員を含めるものではありませんが、実務上は評議員を含めた確認が必要であるため、便宜上、このような共通表記としています。

【参考条文等】

【社会福祉法(以下「法」という)抜粋】

(評議員の資格等)

第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

- 一 法人
 - 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- 2 評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。
- 3 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。
- 4 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることにはならない。
- 5 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることにはならない。

(役員)の資格等)

第四十四条 第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

- 第 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。
- 3 理事は六人以上、監事は二人以上でなければならない。
- 4 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。
- 一 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 - 二 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
 - 三 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者
- 6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。
- 7 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることにはならない。

【指導監査ガイドライン抜粋】

<評議員における親族等特殊関係者>

当該法人の各評議員若しくは各役員と特殊の関係にある者を評議員として選任することができないこと(法第40条第4項及び第5項)

(各評議員又は各役員と特殊の関係にある者の範囲)

- ① 配偶者
 - ② 三親等以内の親族
 - ③ 厚生労働省令で定める者(規則第2条の7、第2条の8)
- i 当該評議員又は役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ii 当該評議員又は役員の使用人
- iii 当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- iv ii又はiiiの配偶者
- v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- vi 当該評議員又は役員が役員(注)若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員(同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の評議員の総数の三分の一を超える場合に限り。)
- (注)法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。
- vii 他の社会福祉法人の役員又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限り。)
- viii 次の団体の職員(国会議員又は地方議会の議員を除く。)(同一の団体の職員が当該社会福祉法人の評議員の総数の三分の一を超える場合に限り。)
- ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人。

<理事における親族等特殊関係者>

各理事と特殊の関係にある者及び当該理事の合計が、理事総数の3分の1(上限は当該理事を含めずに3人)を超えて含まれてはならない

(法第44条第6項)。

(各理事と特殊の関係にある者の範囲)

- ① 配偶者
 - ② 三親等以内の親族
 - ③ 厚生労働省令で定める者(規則第2条の10)
- i 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ii 当該理事の使用人
- iii 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- iv ii又はiiiの配偶者
- v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- vi 当該理事が役員(注)若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員(同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の理事の総数の三分の一を超える場合に限り。)
- (注)法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。
- vii 次の団体の職員(国会議員又は地方議会の議員を除く。)(同一の団体の職員が当該社会福祉法人の理事の総数の三分の一を超える場合に限り。)
- ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人

<監事における親族等特殊関係者>

各理事と特殊の関係にある者が含まれてはならないこと、また、複数が(2人以上)の監事がそれぞれ独立して職務を執行することから他の監事と特殊の関係にある者が含まれてはならないこと(法第44条第7項)

(役員と特殊の関係にある者の範囲)

- ① 配偶者
 - ② 三親等以内の親族
 - ③ 厚生労働省令で定める者(規則第2条の11)
- i 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ii 当該役員の使用人
- iii 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- iv ii又はiiiの配偶者
- v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- vi 当該理事が役員(注)若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員(同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の三分の一を超える場合に限り。)
- (注)法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。viiにおいて同じ。
- vii 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する団体の役員、業務を執行する社員又は職員(同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の三分の一を超える場合に限り。)
- viii 他の社会福祉法人の役員又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限り。)
- ix 次の団体の職員(国会議員又は地方議会の議員を除く。)(同一の団体の職員が当該社会福祉法人の監事の総数の三分の一を超える場合に限り。)
- ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人
- ※ 法人監査における確認事項ではないが、租税特別措置法第40条第1項の適用を受けるための条件となる特殊関係者の範囲については、上記(注2)と同一ではないため留意が必要。

【その他評議員・理事・監事共通】

○特殊の関係にある者に該当しない場合であっても、関係行政庁の職員が法人の理事となることは、法第61条に「国及び地方公共団体は法人の自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと」(第1項第2号)及び「法人が国及び地方公共団体に対して不当に管理的援助を求めないこと」(同項第3号)と規定し、公私分離の原則を定める趣旨に照らすと適当ではない。

○社会福祉協議会については、公私の関係者の協力によって組織され運営されるものであることから、関係行政庁の職員が役員となることのみをもって不当な関与であるとはいえないが、役員総数(注3)の5分の1を超える割合を占める場合は、不当な関与といえるため、法により認められていない(法第109条第5項)。

【参考情報】

租税特別措置法第40条特例の適用法人について

みなし譲渡所得税の非課税承認を受けるため、租税特別措置法第40条適用版の定款（※）を採用している法人については、親族等特殊関係者の範囲が、社会福祉法で定めるものに加え、租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号で定めるものについても一部上乘せされます。

特に親族要件の確認範囲については、いわゆる税法上の親族関係に拡大することから、該当する法人は各役員等がこれらの親族要件に抵触していないか注意をしてください。

区分	範囲	親族例
社会福祉法上で規定する親族	・配偶者 ・三親等以内の親族	（三親等の親族例）※血族・姻族両方含む 姪、叔父、配偶者の甥、配偶者の叔母など
租税特別措置法上で規定する親族	・配偶者 ・六親等内の血族 ・三親等内の姻族 ※実際に上乘せされる親族範囲は、 <u>四～六親等内の血族</u> となります。	（六親等の血族例） またいとこ、いとこの孫など （三親等の姻族例） 配偶者の甥、姪、叔父、叔母など

※租税特別措置法第40条適用版の定款の場合、定款上、評議員・理事・監事の「資格」に関する条文がそれぞれ追加されていますのでご確認ください。（当該記載がなければ適用版定款ではありません。）。

【定款の記載例】（評議員の資格）

第〇条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることにはならない。

＜参考＞租税特別措置法上違反となる具体例（評議員定数7名の場合）

- | | | |
|----------------------------------|---|------------------------|
| 例1）A評議員がB評議員の配偶者 | → | そもそも社会福祉法上の要件違反 |
| 例2）A評議員がC評議員のいとこ（四親等血族） | → | 総数1/3（3名）を超えない。【違反でない】 |
| 例3）例2に加え、A評議員がD評議員の玄孫（孫の孫：四親等血族） | → | 総数1/3（3名）を超える。【違反】 |

役員等及び法人職員の兼務について

評議員・理事・監事間での兼務はできません。

また法人職員（非常勤含む）は、評議員・監事になることはできず、兼務が可能なのは理事のみとなっています。

顧問弁護士・顧問税理士・顧問会計士の評議員又は監事への就任の可否について

評議員及び監事について、それぞれの役割上、法人から委託を受けて直接、記帳代行や税理士業務等を行う者が就任することは適当ではないとされています。

ただし、法律面や経営面の助言等のみを行う契約となっている場合には就任は可能です。

親族等特殊関係者（社会福祉法上）や役員等の兼務関係については、厚生労働省公表資料「[社会福祉法人制度改革について](#)」の「⑥ 役員等の兼務について（特殊関係者含む）」も合わせて参考にしてください。

【様式例 2 「監事選任案に関する同意書」】

監事選任案に関する同意書

年 月 日開催の評議員会に提出予定の監事選任に係る議案に関し、下記の者を監事候補者とすることに同意します。

記

監事候補者氏名	〇〇 〇〇
	〇〇 〇〇

社会福祉法人〇〇〇 理事長殿

年 月 日

社会福祉法人〇〇〇〇〇〇

監事 _____

【参考情報】

○監事選任案に係る理事会議事録に、在任監事の署名等がある場合は、個別の同意書は不要であるので、留意すること。

(社会福祉法人指導監査実施要綱別紙 指導監査ガイドライン抜粋)

理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務の執行（理事会の構成員として行う行為を含む。）を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、監事の過半数（注）の同意を得なければならず（法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項）、指導監査を行うに当たっては、監事の過半数の同意を得ているかについて確認する。

（注）「監事の過半数」については、在任する監事の過半数をいう。

なお、理事会が提出する議案について監事の過半数の同意を得ていたことを証する書類は、各監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書その他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。）でも差し支えない。

名古屋市要領様式第4号

社会福祉法人理事長交代届

年 月 日

（あて先）名古屋市長

所在地
名称
理事長氏名

当法人の理事長が下記のとおり交代したので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 就任理事長

氏 名	就 任 年 月 日

2 退任理事長

氏 名	退 任 年 月 日	退 任 の 理 由

（注1）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。

（注2）当該選任に係る議事録及び交代後の登記事項証明書添付してください。